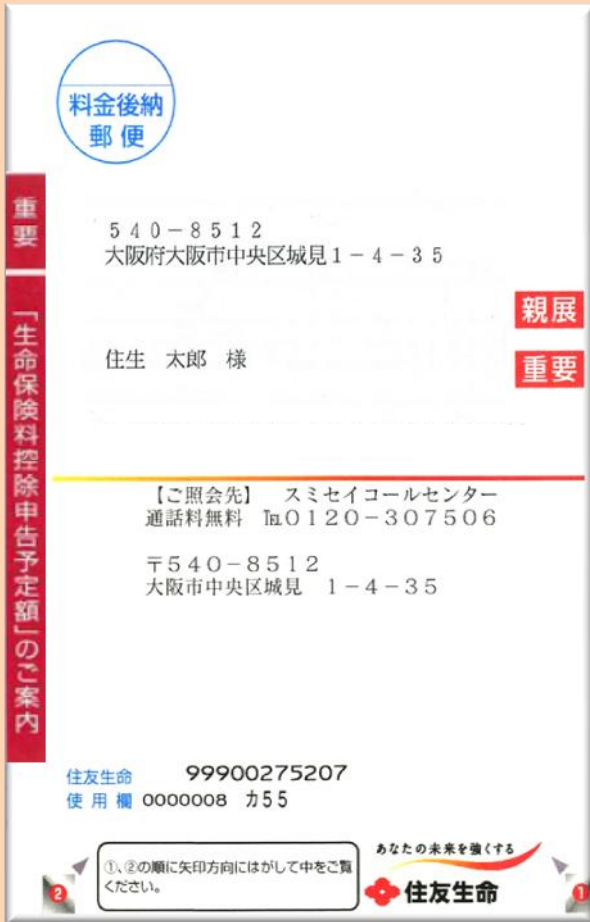


# 生命保険料控除申告予定額について(イメージ)

生命保険料控除申告予定額について(はがき)でお届けする場合



「生命保険料控除申告  
予定額について」  
と表示しています。

開封  
(見開きはがき)

**生命保険料控除申告予定額について**

適用制度: 新制度 (旧制度の証明額はありません。)  
いつもお取り立てをいただきありがとうございます。  
本年12月末までに保険料をお払い込みいただいた場合、生命保険料控除申告の予定額をご連絡いたします。  
ご契約書 漢字被保険者名 テスト 様

| 証券番号       | 額             | 申告年              | 平成29年            |
|------------|---------------|------------------|------------------|
| 年金種類       | 確定年金          |                  |                  |
| 年金支払期間     | 10年           |                  |                  |
| 年金支払開始年月   | 平成4年 6月21日    |                  |                  |
| 保険料払込期間    | 30年           |                  |                  |
| 年金お取人      | 漢字被保険者名 テスト 様 |                  |                  |
| お取人生年月日    | 昭和42年 1月 3日   |                  |                  |
| 一般生命保険料(a) | 配当金(相対額)(b)   | 一般申告予定額(a)-(b)   |                  |
| 円          | 円             | 円                |                  |
| 旧制度        | 個人年金保険料(c)    | 配当金(相対額)(d)      | 個人年金申告予定額(c)-(d) |
| 円          | 円             | 円                |                  |
| 新制度        | 一般生命保険料(a)    | 配当金(相対額)(f)      | 一般申告予定額(e)-(f)   |
| 円          | 円             | 円                | 4,130円           |
| 介護介護保険料(g) | 配当金(相対額)(h)   | 介護保険申告予定額(g)-(h) |                  |
| 円          | 円             | 円                | 34,355円          |
| 旧制度        | 個人年金保険料(i)    | 配当金(相対額)(j)      | 個人年金申告予定額(i)-(j) |
| 円          | 円             | 円                | 34,355円          |
| 新制度        | 個人年金保険料(i)    | 配当金(相対額)(k)      | 個人年金申告予定額(i)-(k) |
| 円          | 円             | 円                | 12,556円          |

保険料支払期間: (旧制度) 平成29年10月から1年分 (新制度) 平成29年12月31日以前に支払  
契約年月日: 平成29年6月21日 (特約日: 平成29年9月10日)

住友生命保険相互会社

**給与所得者の年末調整について**

① 本通知を勤務先へ提出

本通知は「生命保険料控除証明書」(以下「証明書」と記載)ではありませんが、給与所得者は本通知に記載の申告予定額を申告(本通知を勤務先へ提出)し、翌年1月末日までに「証明書」を提出することで、年末調整を受けることができます。(所得税法基本通達196条-1)

② 証明書を勤務先へ提出 (証明額は後日送付下さい)

**今年の「証明書」の送付時期について**

| 保険料払込方法   | 送付時期        |
|-----------|-------------|
| 年払(年1回払)  | 保険料のご入金後に送付 |
| 半年払(年2回払) |             |
| 前納中の場合    | 11月中旬頃送付    |

※保険料のご入金が必要になった場合、ご入金された保険料の申告年は翌年になります。  
※ご入金方法によっては、当社が給金を確認するのに2週間以上かかる場合がございます。

**生命保険料控除制度改正と適用制度について**

| 契約日               | 適用制度   |
|-------------------|--------|
| 平成24年1月1日以降の契約書   | 新制度    |
| 平成23年12月31日以前の契約書 | 原則、旧制度 |

※本契約に適用される判断は主員の「適用制度」欄をご覧ください。  
※生命保険料控除制度改正の詳細は裏面をご覧ください。

本通知は、「生命保険料控除証明書」ではありませんが、給与所得者は本通知に記載の申告予定額を申告(本通知を勤務先へ提出)し、翌年1月末日までに「生命保険料控除証明書」を提出することで、年末調整を受けることができます。  
(所得税法基本通達196条-1)